

人事・労務に役立つ NEWS LETTER

事 務 所 通 信

発行:はぎの社会保険労務士法人 〒262-0032 千葉市花見川区幕張町 6-73-4 TEL 043-272-3081 FAX 043-274-3362 **9** 2024

重要チェック

令和5年度の長時間労働に関する監督指導 実施事業場の約81%が労働基準関係法令違反

厚生労働省は、令和5年度に長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した監督指導の結果を取りまとめ、 監督指導事例とともに公表しました。令和5年度の監督指導実施状況のポイントと主な監督指導事例を確認しておきましょう。

●令和5年度の監督指導実施状況のポイント

令和5年4月から令和6年3月までに、26,117事業場に対し監督指導を実施し、21,201事業場(81.2%)で労働基準関係法令違反が認められた。

<主な法違反>・違法な時間外労働があったもの→11,610事業場(44.5%)

- ・賃金不払残業があったもの→1,821 事業場 (7.0%)
- ・過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの→5.848 事業場 (22.4%)



●主な監督指導事例/製造業に対して行われた監督指導の事例

機械器具製造を行う事業場(労働者約 20 人)において、営業職の労働者が精神障害を発症。長時間労働が原因である として労災請求がなされたため、立入調査を実施。

- 1. 精神障害を発症した労働者の勤務状況を確認したところ、繁忙期に上司の不在が重なり業務が集中したため、36 協定で定めた上限時間(月42時間)を超える、最長で1か月当たり111時間の違法な時間外労働が認められた。
 - ……労働基準法 32 条違反及び 36 条 6 項違反で是正勧告
- 2. また、当該労働者には固定残業代(20 時間分)が支給されていたものの、それを超過する時間外労働に対して、割増賃金が支払われていなかった。……**労働基準法 37 条違反で是正勧告**
- 3. そのほか、時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超えていたにもかかわらず、当該労働者に対し、時間外・休日労働に関する情報を通知していなかった。……労働安全衛生法66条の8第1項違反で是正勧告

★上記で紹介した監督指導事例は極端な例かもしれませんが、企業が遵守すべき労働基準関係法令のルールにはさま ざまなものがありますので、違反がないか、定期的にチェックしておく必要があるでしょう。不明な点等があれば、 気軽にお声掛けください。

施行待ちの改正

労働者死傷病報告、定期健康診断結果報告などの 電子申請が原則義務化(令和7年1月~)

労働安全衛生規則の改正により、令和7年1月1日から、労働安全衛生関係の一部の手続について、電子申請が原則義務化されます。対象となる手続を確認しておきましょう。

・・・令和7年1月から電子申請が原則義務化される労働安全衛生関係の手続・・・

- ☑ 労働者死傷病報告
- ☑ 総括安全衛生管理者/安全管理者/衛生管理者/産業医の選任報告
- ☑ 定期健康診断結果報告
- ☑ 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- ☑ 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- ☑ 有機溶剤等健康診断結果報告
- ☑ じん肺健康管理実施状況報告



(次ページへ続く)

★これらの電子申請の義務化について、われわれ社労士が報告を代行させていただく場合にも、新たな法令のルールに対 応いたしますので、ご安心ください。

チェック

定年後の賃金水準 定年前の8割以上とする企業が増加 (令和6年度の経済財政白書)

内閣府から、令和6年度「年次経済財政報告(経済財政白書)」が公表されました。

今回の白書のテーマの一つに「高齢者就業の現状と課題」が含まれており、高齢労働者が培ってきた知識や経験とい った有形・無形のストックについて、これをいかに有効に活かし、経済につなげていけるかが議論されています。その なかで取り上げられていた「定年後の高齢雇用者の賃金水準」に関する分析の内容が話題になっています。

□ 定年後の高齢者の賃金を定年前の6~7割程度とする企業が45%と最も多いが、**定年前の8割以上とする企業が増** 加し、現在、企業の約40%に!

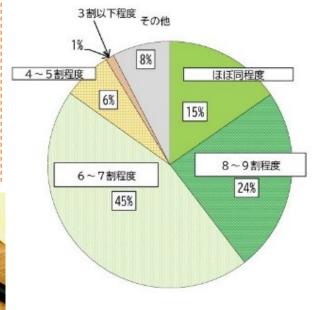
定年前の収入の6割を目途とする判例の影響などもあり、 定年後の賃金水準を定年前の6割未満としている企業は全 体の1割未満となっている。

また、この5年間の動向をみると、定年前収入の7割程度 以下の賃金とする企業の割合が約15%ポイント減少する一 方で、逆に、8割程度からほぼ同程度とする企業の割合が 約15%ポイント増加している。

その結果、定年前収入の8割以上とする企業が、現在、全 体の約40%になっている(右図参照)。



図 定年後の高齢雇用者の賃金水準(2024年)



★白書では、「人手不足感の高い企業ほど、高齢層を貴重な労働の担い手と考え、引留めやモチベーション引上げのために、 定年前からの賃金の引下げ幅を縮小させている可能性がある」と分析しています。

人手不足の昨今、各企業は、高齢層を引き留めることに重きを置いているようです。お声掛けいただければ、このような 現状も踏まえて、高齢者の雇用についてもアドバイスさせていただきます。

お仕事 カレンダ・ 9月

- 9/10 8月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
- 9/30 8月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
 - 7月決算法人の確定申告と納税・2025年1月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)
 - 10月・翌年1月・4月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)

◆あとがき◆